

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三号の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。

一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。

一の五 三アミノノールプロペン及びこれを含有する製剤

一の六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤

一の七 アルカノールアンモニウム二・四ジニトロロー六（一）メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ジニトロロー六（一）メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。

一の八 五イソシアナト（一）イソシアナトメチル）一・三・三・三トリメチルシクロヘキササン及びこれを含有する製剤

一の九 OエチルO（二）イソプロポキシカルボニルフェニル）一Nイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OエチルO（二）イソプロポキシカルボニルフェニル）一Nイソプロピルチオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。

一の十 OエチルS・Sジプロピルホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OエチルS・Sジプロピルホスホロジチオアート五％以下を含有するものを除く。

二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。

二の二 Nエチルメチル（二）クロロ（四）メチルメルカプトフェニル）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤

二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤

二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤

三 黄燐を含有する製剤

四 オクタクロロテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤

五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラダ）を含有する製剤

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

六 クラレーを含有する製剤

六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤

六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

六の五 一クロロ二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

六の七 二クロロピリジン及びこれを含有する製剤

六の八 三クロロ一・二プロパンジオール及びこれを含有する製剤

六の九（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤

六の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤

六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤

六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤

六の十四 三弗化硼素及びこれを含有する製剤

六の十五 三弗化燐及びこれを含有する製剤

六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤

七 四アルキル鉛を含有する製剤

八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 紺青及びこれを含有する製剤

ロ フエリシアン塩及びこれを含有する製剤

ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤

九 ジエチルS（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルS（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト五％以下を含有するものを除く。

九の二 ジエチルS（二）クロロ（一）フタルイミドエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

九の三 ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。

九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤

十の二 ジエチル（四）メチルスルフェニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（四）メチルスルフェニルフェニルチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。

十の三 一・三ジクロロプロパン（二）オール及びこれを含有する製剤

十の四（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

十の五 二・三ジシアノ一・四ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ジシアノ一・四ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十一 ジニトロクロレゾールを含有する製剤

十二 ジニトロクロレゾール塩類及びこれを含有する製剤

十二の二 ジニトロフェニル及びこれを含有する製剤

十三 二・四ジニトロ（一）メチルプロピル）一フエノールを含有する製剤。ただし、二・四ジニトロ（一）メチルプロピル）一フエノール二％以下を含有するものを除く。

十三の二 二ジフェニルアセチル一・三インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二ジフェニルアセチル一・三インダンジオン〇・〇五％以下を含有するものを除く。

十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

十三の四 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤

十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤

十三の六 ジメチル（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト四％以下を含有するものを除く。

- 十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) を含有する製剤
- 十五 ジメチル—(ジエチルアミド—1—クロロクロトン) —ホスフェイトを含有する製剤
- 十五の二 一・一—ジメチル—四・四—ジビリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン) を含有する製剤
- 十六の二 一・一—ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- 十六の三 二・二—ジメチルプロパノイルクロライド (別名トリメチルアセチルクロライド) 及びこれを含有する製剤
- 十六の四 二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマー (別名ベンダイオカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマー5%以下を含有するものを除く。
- 十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
  - ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
  - ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
  - ニ [(二—カルボキシラトフェニル) チオ] (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサル)
    - ・一%以下を含有する製剤
- ホ 酸化水銀5%以下を含有する製剤
- ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
- ト 硫酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- チ 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤
- 十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ 亜セレン酸○・○○八二%以下を含有する製剤
  - ロ 亜セレン酸ナトリウム○・○○〇一%以下を含有する製剤
- ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
- ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- ホ セレン酸ナトリウム○・○○〇一二%以下を含有する製剤
- 十九 テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP) を含有する製剤
- 十九の二 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS・S) —一—(二クロロ—三・三—トリフルオロ—一—プロペニル) —二—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —一—(二クロロ—三・三—トリフルオロ—一—プロペニル) —二—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十九の三 テトラメチルアンモニウム||ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- 十九の四 一—ドデシルグアニジニウム||アセタート (別名ドジン) 及びこれを含有する製剤。ただし、一—ドデシルグアニジニウム||アセタート六五%以下を含有するものを除く。
- 十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十九の六 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- 十九の七 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十 ニコチンを含有する製剤
- 二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
- 二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤
- 二十二の二 ビス (四—イソシアナトシクロヘキシル) メタン及びこれを含有する製剤

- 二十二の三 S・S—ビス (一—メチルプロピル) ||O—エチル||ホスロジチオアート (別名カズサホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、S・S—ビス (一—メチルプロピル) ||O—エチル||ホスロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十三 砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
  - ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
  - ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
  - ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
  - ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 二十三の二 ヒドラジン
- 二十三の三 二—ヒドロキシエチル||アクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の四 二—ヒドロキシプロピル||アクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の五 ブチル||二・三—ジヒドロ—二—二—ジメチルベンゾフラン—七—イル||N・N、—ジメチル—N・N、—チオジカルバマー (別名フラチオカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル||二・三—ジヒドロ—二—二—ジメチルベンゾフラン—七—イル||N・N、—ジメチル—N・N、—チオジカルバマー5%以下を含有するものを除く。
- 二十四 非化水素を含有する製剤
- 二十四の二 非化スルフルル及びこれを含有する製剤
- 二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 二十四の四 一—(四—フルオロフェニル) プロパン—二—アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二十四の五 七—プロモ—六—クロロ—三—(二R・三S) —一—ヒドロキシ—二—ピペリジル—二—オキソプロピル—四 (三H) —キナゾリノン、七—プロモ—六—クロロ—三—(二S・三R) —一—ヒドロキシ—二—ピペリジル—二—オキソプロピル—四 (三H) —キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩 (七—プロモ—六—クロロ—三—(二R・三S) —一—ヒドロキシ—二—ピペリジル—二—オキソプロピル—四 (三H) —キナゾリノンと七—プロモ—六—クロロ—三—(二S・三R) —一—ヒドロキシ—二—ピペリジル—二—オキソプロピル—四 (三H) —キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものに限り) 及びこれを含有する製剤を除く。
- 二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 二十四の七 ヘキサキス (Φ・Φ—ジメチルフェネチル) ジスタンノキサン (別名酸化フェンブタズ) 及びこれを含有する製剤
- 二十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン (別名エンドリン) を含有する製剤
- 二十六 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジキサチエピンオキサイドを含有する製剤
- 二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
- 二十六の三 ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
- 二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤
- 二十六の五 メタンホルニルクロリド及びこれを含有する製剤
- 二十六の六 メチルシクロヘキシル—四—クロルフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル—四—クロルフエニルチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。

二十六の七 メチル-N、・N、-ジメチル-N「(メチルカルバモイル)オキシ」-1-チオキサミミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N、・N、-ジメチル-N「(メチルカルバモイル)オキシ」-1-チオキサミミデート〇・八%以下を含有するものを除く。

二十六の八 メチルホスホン酸ジクロリド

二十六の九 S-メチル-N「(メチルカルバモイル)オキシ」-1-チオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N「(メチルカルバモイル)オキシ」-1-チオアセトイミデート四・五%以下を含有するものを除く。

二十六の十 メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤

二十六の十一 メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)二%以下を含有するものを除く。

二十六の十二 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除く。

二十七 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤

二十八 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

二十九 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

三十 燐化水素及びこれを含有する製剤

三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

## 第二條

法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 炭酸亜鉛

ロ 雷酸亜鉛

ハ 焼結した硫化亜鉛(Ⅱ)

ニ 六水酸化錒(Ⅱ)

一の二 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塩素酸ナトリウム二・五%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

一の三 アクリルアミド及びこれを含有する製剤

一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。

一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤

一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

二 亜硝酸塩類

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤

三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

四 アニリン塩類

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三 2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-アミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。

四の四 N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

四の五 N-(2-アミノエチル)エタン-2-ジアミン及びこれを含有する製剤

四の六 L-2-アミノ-4-(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィンイル)ブチル-L-アラニール-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-2-アミ

ノ-4-(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィンイル)ブチル-L-アラニール-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の七 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール四%以下を含有するものを除く。

四の八 3-アミノメチル-3・5・5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジ

アミン)及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノメチル-3・5・5-トリメチルシク

ロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

四の九 3-(アミノメチル)ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、3-(アミノ

メチル)ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。

五 N-アルキルアニリン及びその塩類

六 N-アルキルトルイジン及びその塩類

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウムIIヘキサフルオロアンチモネート及びこれ

を含有する製剤

ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤

ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤

ホ トリス(ジペンチルジチオカルバマト)S<sub>2</sub>S<sub>2</sub>アンチモン五%以下を含有する製剤

ヘ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

八の二 2-イソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロトキシエタ

ノール一〇%以下を含有するものを除く。

九 2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバマト及びこれを含有する製剤。ただ

し、2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバマト一%以下を含有するものを除

く。

九の二 2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバマト及びこれを含有する製剤。ただ

し、2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバマト一・五%以下を含有するものを除

く。

十 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジ

ノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチ

オホスフェイト五%(マイクロカパセル製剤にあつては、二・五%)以下を含有するものを除

く。

十の二 一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二弗化アンモニウ

ム四%以下を含有するものを除く。

十の三 1-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩

類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 1-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤

(ロに該当するものを除く。)

ロ 1-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれ

を含有する製剤

十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十一の二 エタン-1・2-ジアミン及びこれを含有する製剤

十一の三 O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチ

オホスホルアミド(別名イソフェンホス)五%以下を含有する製剤

十一の四 N-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニル)-N-メチルピニル-O-メチ

ルチオホスホルアミド(別名プロペタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N-エチル

- 一〇ー (二)イソプロポキシカルボニル—メチルピニル—〇ーメチルチオホスホルアミド—1%以下を含有するものを除く。
- 十二 エチル—N—(ジエチルジチオホスホリールアセチル)—N—メチルカルバメートを含有する製剤
- 十二の二 エチル—二—ジエトキシチオホスホリルオキシ—五—メチルピラゾロ「一・五—a」ピリミジン—六—カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤
- 十三 エチル—二—四—ジクロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル—二—四—ジクロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト3%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフエイト2%以下を含有するものを除く。
- 十三の三 〇—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート3%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 十三の四 二—エチル—三—七—ジメチル—六—「四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ」—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート2%以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)一・五%以下を含有する製剤
- 十四の二 〇—エチル—S—プロピル—「(二)E」—二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル—ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—プロピル—「(二)E」—二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル—ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十四の三 エチル—「Z」—三—「N—ベンジル—N—「メチル—(一)メチルチオエチリデンアミノ」オキシカルボニル」アミノ」チオ」プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四 〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフエイト3%以下を含有するものを除く。
- 十四の五 〇—エチル—S—一—メチルプロピル—「(二)オキソ—三—チアゾリジン」ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—一—メチルプロピル—「(二)オキソ—三—チアゾリジン」ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十四の六 四—エチルメルカプトフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤
- 十五 エチレンクロロヒドリンを含有する製剤
- 十五の二 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤
- 十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含有するものを除く。
- 十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
- 十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。
- 十七 塩化第一水銀を含有する製剤
- 十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤
- 十七の三 塩素
- 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

- 十八の二 (一)R—二—S—三—R—四—S—一—七—オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン—二—三—ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤。ただし、(一)R—二—S—三—R—四—S—一—七—オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン—二—三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。
- 十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
- 十八の四 オキシラン—二—イルメチル—メタクリラート及びこれを含有する製剤
- 十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三・a・四・七・七—a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三・三・a・四・七・七—a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三・a・四・七・七—a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—三・a・四・七・七—a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロロデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三・三・a・四・七・七—a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三・a・四・七・七—a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三・a・四・七・七—a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三・a・四・七・七—a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物6%以下を含有するものを除く。
- 十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素6%以下を含有するものを除く。
- 二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有するものを除く。
- 二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。
- 二十二の二 「二—カルボキシラトフェニル」チオ」(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)〇・一%以下を含有する製剤
- 二十二の三 ギ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ギ酸九〇%以下を含有するものを除く。
- 二十二の四 キシレン
- 二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤
- 二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。
- 二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
- 二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。
- 二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール5%以下を含有するものを除く。
- 二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。
- 二十六の二 二—クロロエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤
- 二十六の三 N—「三—クロロ—四—クロロジフルオロメチルチオフェニル」—N、・N、—ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N—「三—クロロ—四—クロロジフルオロメチルチオフェニル」—N、・N、—ジメチルウレア二%以下を含有するものを除く。
- 二十六の四 二—クロロ—一—「二・四—ジクロロフェニル」ビニルエチルメチルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 二十六の五 二—クロロ—一—「二・四—ジクロロフェニル」ビニルジメチルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 二十六の六 一—クロロ—一—二—ジブロムエタン及びこれを含有する製剤

- 二十六の七 二―クロロ―四―五―ジメチルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 二十七 クロルピクリン含有する製剤
- 二十八 クロルメチル含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。
- 二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤
- 二十八の三 二―クロロアニンリン及びこれを含有する製剤
- 二十八の四 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―「四―（パラトリロキシ）ベンジル」ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤
- 二十八の五 五―クロロ―N―「二―「四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフエノキシ」エチル」―六―エチルピリミジン―四―アミン（別名ピリミジフェン）及びこれを含有する製剤。ただし、五―クロロ―N―「二―「四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフエノキシ」エチル」―六―エチルピリミジン―四―アミン四％以下を含有するものを除く。
- 二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤
- 二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 二十八の十 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 二十八の十一 トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジメチル）―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジメチル）―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン二％以下を含有するものを除く。
- 二十八の十二 一―（六―クロロ―三―ピリジメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一―（六―クロロ―三―ピリジメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン二％（マイクロカプセル製剤にあつては、二％）以下を含有するものを除く。
- 二十八の十三 三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド三％以下を含有するものを除く。
- 二十八の十四 (RS)―「O―」―（四―クロロフェニル）ピラゾール―四―イル〓O―エチル〓プロピル〓ホスホロチオアート」(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)―「O―」―（四―クロロフェニル）ピラゾール―四―イル〓O―エチル〓S―プロピル〓ホスホロチオアート」六％以下を含有するものを除く。
- 二十九 砒弗化水素酸含有する製剤
- 三十 砒弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
- 三十の二 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。
- 三十の三 酢酸エチル
- 三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
- 三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一％以下を含有するものを除く。
- 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
- 三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

- 三十一 酸化水銀五％以下を含有する製剤
- 三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。
- 三十一の三 四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 四―「六―（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ」―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ」(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇％以下を含有する製剤
- (4) 四・四、―アゾビス(四―シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤
- (5) 五―アミノ―一―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (6) 五―アミノ―一―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル)―三―シアノ―四―トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール(別名フィプロニル)一％(マイクロカプセル製剤にあつては、五％)以下を含有する製剤
- (7) 四―アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- (8) 四―アルキル―四、―シアノ―パラ―テルフェニル及びこれを含有する製剤
- (9) 四―アルキル―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (10) 四―アルキル―四、―シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- (11) 五―アルキル―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (12) 四―アルキルシクロヘキシル―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (13) 五―(四―アルキルフェニル)―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (14) 四―アルコキシ―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (15) 四―イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (16) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一―エンニトリルの混合物((E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五％以上五五％以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三％以上三三％以下を含有し、かつ、ウンデカ―一―エンニトリル一〇％以上二〇％以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤
- (17) 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤
- (18) 四―「トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (19) 四―「五―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (20) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (21) トランス―四、―エチル―トランス―一、一、―ビスクロヘキサン―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 四、―(二―(エトキシ) エトキシ)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (23) 四―「トランス―四―(エトキシメチル) シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (24) 三―(オクタデセニルオキシ) プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (27) カプリロニトリル及びこれを含有する製剤
- (28) 二―(四―クロロ―六―エチルアミノ) S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチル―プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (29) 四―クロロ―二―シアノ―N・N―ジメチル―五―パラ―トリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (30) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (31) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五・a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル(プロペニ―イン―イル)アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (33) 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四―シアノ―二―メチル―六―「メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)メチル)―一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (34) (E)―「(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イリデン)―(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (35) 二―(四―クロロフェニル)―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロプタニル)及びこれを含有する製剤
- (36) (RS)―一―四―(四―クロロフェニル)―二―フェニル―二―(一―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- (37) 高分子化合物
- (38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (39) N―(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (40) (RS)―二―シアノ―N―「(R)―一―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
- (41) 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブター―三―エニルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (43) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (44) N―(一―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (45) N―「(RS)―シアノ(チオフェニル―二―イル)メチル」―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (46) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (47) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (48) 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (49) 四、―シアノ―四―ビフェニル―四、―ヘプチル―四―ビフェニルカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (50) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (51) 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (52) 四―シアノフェニル―トランス―四―ブチル―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (53) 四―シアノフェニル―トランス―四―プロピル―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (54) 四―シアノフェニル―トランス―四―ペンチル―一―シクロヘキサンカルボキシラト及びこれを含有する製剤
- (55) 四―シアノフェニル―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (56) (E)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N―「四―(トリフルオロメチル)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドと(Z)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N―「四―(トリフルオロメチル)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物(E)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N―「四―(トリフルオロメチル)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N―「四―(トリフルオロメチル)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤
- (57) (S)―一―四―シアノフェニル―四―(二―メチルブトキシ)ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (58) (RS)―一―シアノ―(三―フェノキシフェニル)メチル―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラト(別名フェンプロパトリン)一%以下を含有する製剤



- (96) (E) —「(四R) —四—(二・四—ジクロロフェニル) —一・三—ジチオラン—二—イリデン」(二H—イミダゾール—一—イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (97) 四—(二・二—ジシアノエテン—一—イル) フェニル—二・四・五—トリクロロベンゼン—一—スルホナート及びこれを含有する製剤
- (98) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (99) 二・六—ジフルオロ—四—(トランス—四—ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (100) 二・六—ジフルオロ—四—(トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (101) 二・六—ジフルオロ—四—(五—プロピルピリミジン—二—イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 四—「二・三—(ジフルオロメチレンジオキシ) フェニル」ピロール—三—カルボニトリル(別名フルジオキノール) 及びこれを含有する製剤
- (103) 三・七—ジメチル—二・六—オクタジェンニトリル及びこれを含有する製剤
- (104) 三・七—ジメチル—六—オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (105) 三・七—ジメチル—二・六—ノナジェンニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 三・七—ジメチル—三・六—ノナジェンニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 四・八—ジメチル—七—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (108) ジメチルパラシアニフエニル—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- (109) 三—(六・六—ジメチルビシクロ「三・一・二」ヘプター—二—エン—二—イル) —二・二—ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (110) 一・二—ジ(二—「四—「二—(二—メチルプロボキシ) カルボニル—二—シアノエテニル」フェニルチオ」エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤
- (111) N—(R・R—ジメチルベンジル) —二—シアノ—二—フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (112) 三・四—ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) 四・四—ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) 三・五—ジヨード—四—オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (115) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- (116) 染料
- (117) テトラクロル—メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (118) 二・三・三—テトラフルオロ—二—(トリフルオロメチル) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジル—(Z) —(一R・三R) —三—(二—シアノプロパー—一—エニル) —二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジル—(E) —(一R・三R) —三—(二—シアノプロパー—一—エニル) —二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジ
- (120) (四Z) —四—ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (121) トリチオシクロヘプタジェン—三・四・六・七—テトラニトリル一五%以下を含有する燻蒸剤
- (122) 二—トリデセンニトリルと三—トリデセンニトリルとの混合物(二—トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三—トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤
- (123) 二・二・二—トリフルオロエチル—「(一S) —一—シアノ—二—メチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤
- (124) 二・二・三—トリメチル—三—シクロペンテンアセトニトリル—〇%以下を含有する製剤
- (125) p—トルエンスルホン酸—四—「三—「シアノ(二—メチルフェニル) メチリデン」チオフェン—二(三H) —イリデン」アミノオキシスルホンニル」フェニル及びこれを含有する製剤
- (126) ノナー—二・六—ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (127) パラジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (128) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (129) 一・二—ビス(N—シアノメチル—N・N—ジメチルアンモニウム) エタン—ジクロリド及びこれを含有する製剤
- (130) 二—ヒドロキシ—五—ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (131) 四—(トランス—四—ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 三—ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) (二Z) —二—フェニル—二—ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤



- (134) ブチルⅡ (R) — 二 — 「四 — シアノ — ニ — フルオロフェノキシ」フェノキシ」プロ  
ピオナート (別名シハロツブブチル) 及びこれを含有する製剤
- (135) トランス — 四 — (五 — ブチル — 一・三 — ジオキサシ — ニ — イル) ベンゾニトリル及びこれ  
を含有する製剤
- (136) 四 — 「トランス — 四 — 「二 — (トランス — 四 — ブチルシクロヘキシル) エチル」シクロヘ  
キシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四 — 「トランス — 四 — (トランス — 四 — ブチルシクロヘキシル) シクロヘキシル」ベンゾ  
ニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) 四 — ブチル — 二・六 — ジフルオロ安息香酸四 — シアノ — 三 — フルオロフェニルエステル及  
びこれを含有する製剤
- (139) (E) — 二 — (四 — ターシヤリ — ブチルフェニル) — 二 — シアノ — 一 — (一・三・四 — ト  
リメチルピラゾール — 五 — イル) ビニルⅡ 二・二 — ジメチルプロピオナート (別名シエノピ  
ラフェン) 及びこれを含有する製剤
- (140) トランス — 四、一 — ブチル — トランス — 四 — ヘプチル — トランス — 一・一、一 — ビシクロヘキ  
サン — 四 — カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (141) 四、一 — 「トランス — 四 — (三 — プテニル) シクロヘキシル」 — 四 — ビフェニルカルボニト  
リル及びこれを含有する製剤
- (142) 四 — 「トランス — 四 — (三 — プテニル) シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有  
する製剤
- (143) 二 — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (トランス — 四 — エチルシクロヘキシル) シクロヘ  
キシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (144) (Z) — 二 — 「二 — フルオロ — 五 — (トリフルオロメチル) フェニルチオ」 — 二 — 「三 —  
(二 — メトキシフェニル) — 一・三 — チアゾリジン — 二 — イリデン」アセトニトリル (別名  
フルチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (145) 二 — フルオロ — 四 — (トランス — 四 — ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを  
含有する製剤
- (146) 二 — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (E) — (プロパー — 一 — エン — 一 — イル) シクロヘ  
キシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (147) 二 — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (トランス — 四 — プロピルシクロヘキシル) シクロ  
ヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (148) 二 — フルオロ — 四 — (トランス — 四 — プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれ  
を含有する製剤
- (149) 二 —  
一 — フルオロ — 三  
四  
一 — プロピル「一  
一 —  
一 —  
一 —  
一 —
- (150) 四 — 「カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (151) 三、一 — フルオロ — 四、一 — プロピル — 四 — パラ — テルフェニルカルボニトリル及びこれを含  
有する製剤
- (152) 二 — フルオロ — 四 — (トランス — 四 — ペンチルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれ  
を含有する製剤
- (153) 二 — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (三 — メトキシプロピル) シクロヘキシル」ベンゾ  
ニトリル及びこれを含有する製剤
- (154) トランス — 四 — (五 — プロピル — 一・三 — ジオキサシ — ニ — イル) ベンゾニトリル及びこ  
れを含有する製剤
- (155) 四 — 「トランス — 四 — 「二 — (トランス — 四 — プロピルシクロヘキシル) エチル」シクロ  
ヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (156) 四 — 「トランス — 四 — (トランス — 四 — プロピルシクロヘキシル) シクロヘキシル」ベン  
ゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (157) 二 — 「二 — (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフェン — 三 (二 H) — イリデン」 —  
二 — (二 — メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (158) 四 — 「二 — (トランス — 四、一 — プロピル — トランス — 一・一、一 — ビシクロヘキサシ — 四 —  
イル) エチル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (159) 四 — 「トランス — 四 — (二 — プロペニル) シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含  
有する製剤
- (160) 三 — プロモ — 一 — (三 — クロロピリジン — 二 — イル) — N — 「四 — シアノ — 二 — メチル —  
六 — (メチルカルバモイル) フェニル」 — H — ピラゾール — 五 — カルボキサミド (別名シ  
アントラニプロール) 及びこれを含有する製剤
- (161) 四 — プロモ — 二 — (四 — クロロフェニル) — 一 — エトキシメチル — 五 — トリフルオロメチ  
ルピロール — 三 — カルボニトリル (別名クロルフエナピル) ○・六%以下を含有する製剤
- (162) 二 — プロモ — 二 — (プロモメチル) グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
- (163) 三 — (シス — 三 — ヘクセニロキシ) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (164) 四 — 「五 — (トランス — 四 — ヘプチルシクロヘキシル) — 二 — ピリミジニル」ベンゾニト  
リル及びこれを含有する製剤
- (165) ベンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (166) トランス — 四 — (五 — ペンチル — 一・三 — ジオキサシ — ニ — イル) ベンゾニトリル及びこ  
れを含有する製剤
- (167) 四 — 「トランス — 四 — (トランス — 四 — ペンチルシクロヘキシル) シクロヘキシル」ベン  
ゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四 — 「五 — (トランス — 四 — ペンチルシクロヘキシル) — 二 — ピリミジニル」ベンゾニト  
リル及びこれを含有する製剤

- (168) 四―ベンチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (169) 四―「(E)―三―ペンテニル」安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四―「トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル」―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (171) 四―「トランス―四―(一―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四―「トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (173) 四―「トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (174) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (175) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (176) 四―「メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤  
メチル(E)―二―「二―「六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ」フェニル」―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (177) 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (178) 三―メチル―二―ネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (179) 三―メチル―三―ネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (180) 二―「二―(四―メチルフェニルホルオキシイミノ)チオフェン―三(二H)―イリデン」―二―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (181) (Z)―「五―「四―(四―メチルフェニルホルオキシ)フェニルホルオキシシイミノ」―五H―チオフェン―二―イリデン」―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (182) 三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤
- (183) 二―メトキシエチル(RS)―二―(四―「七―ブチルフェニル」―二―シアノ―三―オキソ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤
- (184) 四―「トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (185) 四―「トランス―四―(メトキシメチル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (186) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- (187) 三十三―ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
- (188) 三十三の二―二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
- (189) 三十三の三―二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジル―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十四 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
- 三十四の二 ジエチル―S―(二―オキソ―六―ジクロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(二―オキソ―六―ジクロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
- 三十四の三 O・O、―ジエチルO、―(二―キノキサリニル)チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤
- 三十五 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
- 三十五の二 ジエチル―(二、四、―ジクロルフェニル)―二―クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジエチル―(二、四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―(二、四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 三十七 ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
- 三十七の三 ジエチル―スルファート及びこれを含有する製剤
- 三十七の四 ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト一%(マイクログラプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト二・三%以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト三%以下を含有する製剤
- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 二―(一・三―ジオキサラン―二―イル)―フェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十八の三 一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
- 四十の三 ジ(二―クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二・四―ジクロル―六―ニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤
- 四十一の二 二、四―ジクロロ―r・r、r・r―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二、四―ジクロ

ロー・ア・アトリフルオロ四、ニトロメタトルエンホルニアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 二・四―ジクロロローニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除く。

四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

四十三 二・四―ジニトロローヘキシルフエノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二 二・四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤

四十四の二 二・四―ジニトロロー(ニメチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤

四十五 二・四―ジニトロロー(ニメチルプロピル)―フエノール二%以下を含有する製剤

四十六 二・四―ジニトロローヘキシルフエノールジメチルアクリレート含有する製剤

四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート(別名ジノカツプ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。

四十六の三 二・三―ジヒドロ二・ニ―ジメチルセーベンゾ「b」フランニル―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤

四十七 二・二―ジピリジリウム一・一、一―エチレンジプロミド含有する製剤

四十七の二 二―ジフエニルアセチル一・三―インダンジジョン〇・〇五%以下を含有する製剤

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―「(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―「(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 ジプロピル―四―メチルチオフエニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八 一・二―ジプロムエタン(別名EDB)を含有する製剤。ただし、一・二―ジプロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。

四十九 ジプロムクロプロパン(別名DBCP)を含有する製剤

五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、一―ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エタノール三・一%以下を含有するものを除く。

五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。

五十の五 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジン―四―N―N―ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤

五十の六 五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤。ただし、五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアンとして三%以下を含有するものを除く。

五十の七 ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。

五十の八 ジメチル―(イソプロピルチオエチル)―ジチオホスフェイト四%以下を含有する製剤

五十一 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト含有する製剤

五十二 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)を含有する製剤

五十三 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)を含有する製剤

五十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く。

五十四の二 三―ジメチルジチオホスホリル―S―メチル―五―メトキシ―一・三・四―チアジアゾリン―二―オン及びこれを含有する製剤

五十四の三 二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル―N―「N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル―N―「N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。

五十五 ジメチルジプロムジクロロエチルホスフェイト含有する製剤

五十五の二 ジメチル―S―パラクロルフェニルチオホスフェイト(別名DMCP)及びこれを含有する製剤

五十五の三 三・四―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート及びこれを含有する製剤

五十五の四 三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート三%以下を含有するものを除く。

五十六 ジメチルフタリイミドメチルジチオホスフェイト含有する製剤

五十六の二 N・N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤

五十六の三 二・二―ジメチル―三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)五%以下を含有する製剤

五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオホスフェイト含有する製剤

五十八 ジメチル―(N―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフェイト(別名ジメトエト)を含有する製剤

五十八の二 ジメチル―「二―(一、一―メチルベンジルオキシカルボニル)―一―メチルエチレン)―ホスフェイト及びこれを含有する製剤

五十八の三 O・O―ジメチル―O―「三―メチル―四―メチルスルフィニルフェニル)―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤

五十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト含有する製剤。ただし、ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

五十九の二 三―(ジメトキシホスフィニルオキシ)―N―メチル―シス―クロトナミド及びこれを含有する製剤

六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤

六十一 砒酸含有する製剤。ただし、砒酸一〇%以下を含有するものを除く。

六十二 砒酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、砒酸として一〇%以下を含有するものを除く。

六十三 硝酸含有する製剤。ただし、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

六十四 硝酸タリウム含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

- 六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
- 六十六 水酸化トリアリアル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアリアル錫、その塩類又はこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。
- 六十七 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫、その塩類又はこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。
- 六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤
- 六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・5%以下を含有するものを除く。
- 六十九 無機錫塩類
- 六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七ープロモロー六ークロロー三ー「三ー」(二R・三S)ー三ーヒドロキシー二ーピリジル)ー二ーオキソプロピル)ー四(三H)ーキナゾリノンと七ープロモロー六ークロロー三ー「三ー」(二S・三R)ー三ーヒドロキシー二ーピリジル)ー二ーオキソプロピル)ー四(三H)ーキナゾリノンとのラセミ体と七ープロモロー六ークロロー三ー「三ー」(二R・三S)ー三ーヒドロキシー二ーピリジル)ー二ーオキソプロピル)ー四(三H)ーキナゾリノンとのラセミ体との混合塩(七ープロモロー六ークロロー三ー「三ー」(二R・三S)ー三ーヒドロキシー二ーピリジル)ー二ーオキソプロピル)ー四(三H)ーキナゾリノンと七ープロモロー六ークロロー三ー「三ー」(二S・三R)ー三ーヒドロキシー二ーピリジル)ー二ーオキソプロピル)ー四(三H)ーキナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩1%以下を含有するものを除く。
- 六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデユラマイシンとして〇・5%以下を含有するものを除く。
- 六十九の四 ニーチオー三・五ージメチルテトラヒドロロー一・三・五ーチアジアジン及びこれを含有する製剤
- 七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 七十一 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイトを含有する製剤
- 七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこれを含有する製剤
- 七十一の三 (S)ー二・三・五・六ーテトラヒドロロー六ーフェニルイミダゾ「二・一ーb」チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)ー二・三・五・六ーテトラヒドロロー六ーフェニルイミダゾ「二・一ーb」チアゾールとして六・8%以下を含有するものを除く。
- 七十一の四 二・三・五・六ーテトラフルオロー四ーメチルベンジルII(Z)ー(一RS・三RS)ー三ー「二ー」クロロー三・三・三ートリフルオロー一ープロベニル)ー二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)ー五%以下を含有する製剤
- 七十一の五 三・七・九・一三ーテトラメチル五・一ージオキサ二・八・一四ートリチア一四・七・九・一二ーテトラアザペンタデカ一三・一二ージエン一六・一〇ージオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤
- 七十一の六 二・四・六・八ーテトラメチルー一・三・五・七ーテトラオキシカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八ーテトラメチルー一・三・五・七ーテトラオキシカン一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 七十二の二 ーードデシルグアニジニウムIIアセタート(別名ドジン) 六五%以下を含有する製剤
- 七十二の三 三・六・九ートリアザウンデカン一・一ージアミン及びこれを含有する製剤
- 七十三 トリエタノールアンモニウム二・四ージニトロロー六ー(一ーメチルプロピル)ーフェノラートを含有する製剤
- 七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤
- 七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十四の二 二・四・五ートリクロロフェノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の五 一・二・三ートリクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 七十四の六 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十五 トルイジン塩類
- 七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
- 七十六の二 トルエン
- 七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四酸化三鉛
- ロ ヒドロオキシ炭酸鉛
- ハ 硫酸鉛
- 七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。
- 七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤
- 七十七の四 一ー(四ーニトロフェニル)ー三ー(三ーピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤
- 七十八 二硫化炭素を含有する製剤
- 七十八の二 ニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニルフェノール一%以下を含有するものを除く。
- 七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ バリウムII四ー(五ークロロー四ーメチルー二ースルホナトフェニルアゾ)ー三ーヒドロキシー二ーナフトアート
- ロ 硫酸バリウム
- 八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。
- 八十の二 N・N'ービス(二ーアミノエチル)エタン一・二ージアミン及びこれを含有する製剤
- 八十の三 ビス(二ーエチルヘキシル)II水素IIホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二ーエチルヘキシル)II水素IIホスファート二%以下を含有するものを除く。



- 九十八の九 二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤。ただし、これを含有する製剤を除く。
- 九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。
- 九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十二 三―メチル―五―イソプロピルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十三 メチルエチルケトン
- 九十九 N―メチルカルバミル―ニ―クロルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―メチルカルバミル―ニ―クロルフェノール二・五％以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 N―メチル―四―クロルフェニル―N―ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、―（二―メチル―四―クロルフェニル）―N・N―ジメチルホルムアミジンとして三％以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 メチル―N―（二―（四―クロルフェニル）―H―ピラゾール―三―イールオキシメチル）フェニル（N―メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロピン）及びこれを含有する製剤。ただし、メチル―N―（二―（二―（四―クロルフェニル）―H―ピラゾール―三―イールオキシメチル）フェニル）（N―メトキシ）カルバマート六・八％以下を含有するものを除く。
- 九十九の四 メチルシクロヘキシル―四―クロルフェニルチオホスフェイト一・五％以下を含有する製剤
- 九十九の五 メチルジクロルピニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルピニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤
- 九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤
- 九十九の七 メチル―N、・N、―ジメチル―N―（メチルカルバモイル）オキシ――チオオキサミイミデート〇・八％以下を含有する製剤
- 九十九の八 S―（四―メチルスルホニルオキシフェニル）―N―メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
- 九十九の九 五―メチル―一・二・四―トリアゾロ〔三・四―b〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）及びこれを含有する製剤。ただし、五―メチル―一・二・四―トリアゾロ〔三・四―b〕ベンゾチアゾール八％以下を含有するものを除く。
- 百 N―メチル―一―ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、N―メチル―一―ナフチルカルバメート五％以下を含有するものを除く。
- 百の二 N―メチル―N―（二―ナフチル）―モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 百の三 二―メチルピフェニル―三―イールメチル〔（二RS・二RS）―二―（Z）―（二―クロロ―三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、二―メチルピフェニル―三―イールメチル〔（二RS・二RS）―一―（Z）―（二―クロロ―三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有するものを除く。
- 百の四 S―（二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、S―（二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト四・四％以下を含有するものを除く。
- 百の五 三―メチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三―メチルフェニル―N―メチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。
- 百の六 二―（一―メチルプロピル）―フェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二―（一―メチルプロピル）―フェニル―N―メチルカルバメート二％（マイクログラム）以下を含有するものを除く。
- 百の七 メチル―（四―ブロム―二・五―ジクロルフェニル）―チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。
- 百の九 メチルホスホン酸ジメチル
- 百の十 S―メチル―N―（メチルカルバモイル）―オキシ――チオアセトイミデート（別名メトミル）四五％以下を含有する製剤
- 百の十一 メチレンビス（―チオセミカルバジド）二％以下を含有する製剤
- 百の十二 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 百の十三 一―（四―メトキシフェニル）ピペラジン及びこれを含有する製剤
- 百の十四 一―（四―メトキシフェニル）ピペラジン―塩酸塩及びこれを含有する製剤
- 百の十五 一―（四―メトキシフェニル）ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤
- 百の十六 二―メトキシ―一・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―二―スルフィド及びこれを含有する製剤
- 百の十七 二―メルカプトエタノール〇％以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。
- 百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。
- 百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八％以下を含有するものを除く。
- 百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤
- 百の二十一 モノフルオール酢酸パラブロマニリド及びこれを含有する製剤
- 百の二十二 モノフルオール酢酸パラブロマベンジルアミド及びこれを含有する製剤
- 百の二十三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除く。
- 百の二十四 沃化水素を含有する製剤
- 百の二十五 沃化メチル及びこれを含有する製剤
- 百の二十六 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二％以下を含有するものを除く。
- 百の二十七 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 百の二十八 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 百の二十九 硫化燐を含有する製剤
- 百の三十 硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 百の三十一 硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
- 百の三十二 硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 百の三十三 燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
- 百の三十四 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇％以下を含有するものを除く。
- 百の三十五 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル一％以下を含有するものを除く。
- 百の三十六 ロテノン含有する製剤。ただし、ロテノン二％以下を含有するものを除く。
- 百の三十七 硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第六十四号ただし書、第七十号ただし書、第一百五号ただし書又は第七十号ただし書

書に規定する百分比の計算については、当該製剤一〇グラム中に含有される硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛の重量の一〇グラムに対する比率によるものとする。

(特定毒物)

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

- 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
- 五 ジメチル（ジエチルアミド）ークロロクロトニル）ーホスフェイトを含有する製剤
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
- 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

附則 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十五号）による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧法」という。）別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月五日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年一〇月二五日政令第三四〇号）

この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附則（昭和四一年七月一八日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一月三一日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年二月二六日政令第三七三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年八月三〇日政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年五月一三日政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年三月二三日政令第三二一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附則（昭和四七年六月三〇日政令第二五三三号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

(経過規定)

2 この政令の施行の際現に改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第三十号の二又は第七十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行なう当該営業につ

ては、昭和四十七年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和四十七年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。  
4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附則（昭和四九年五月二四日政令第一七四号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行なう当該営業については、昭和四十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和四十九年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五〇年八月一九日政令第二五三三号）

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

(経過規定)

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行なう当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五〇年二月一九日政令第三五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年四月三〇日政令第七四号）

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行なう当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までには、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月四日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。  
2 改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第十五号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附則（昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五五年八月八日政令第二〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年八月二五号政令第二七二号)

1 この政令は、昭和五六年九月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五七年四月二〇日政令第一二二三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日政令第三五五号)

1 この政令は、昭和五八年四月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五八年二月二日政令第二四六号)

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一七日政令第三一三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二九日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六二年一〇月二日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月三日政令第一八〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六三年六月十日から施行する。

2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日政令第四七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二年九月二二日政令第二七六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第九十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三年四月五日政令第一〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一八日政令第三六九号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業に

つ



いては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成四年三月二二日政令第三八号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一〇月二二日政令第三四〇号）

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則（平成五年三月一九日政令第四一〇号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月一六日政令第二九四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第九号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成六年三月一八日政令第五三三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日政令第二九六号）

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月二四日政令第一八三三号）

1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成七年九月二二日政令第三三三三号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十一月一七政令第三九〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第九号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年三月二五政令第三三九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十一月二二日政令第三二二二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二四日政令第五九号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五政令第一七一七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年十一月二四日政令第四〇五号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二一年九月二九日政令第二九三号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二二年四月二八日政令第二二三号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二二年九月二二日政令第四二九号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年六月二九日政令第二二七号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二四年一月二七日政令第三四七号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二七年三月二四日政令第六五号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令(以下「新令」という。)第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。
- 3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成一九九年八月二五日政令第二六三号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成二〇年六月二〇日政令第一九九号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十年六月二十日(同日政令第一九九号)から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年六月二十日(同日政令第一九九号)までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年六月二十日(同日政令第一九九号)までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

- 1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十八号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十年四月八日政令第二二〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九号の十一から第九号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日まででは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年二月二十五日政令第二四二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日まででは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十三年一月四日政令第三一七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日まででは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十四年九月二〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二二日政令第二四五号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日まででは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日まででは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年六月二八日政令第二〇八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日まででは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十六年六月二五日政令第二二七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成二十七年六月一九日政令第二五五号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成二十八年七月一日政令第二五五号）**

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニ―メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニ―メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「ニ―メルカプトエタノール〇・〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニ―メルカプトエタノール〇・一％以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日まで、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 ニ―メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニ―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日まで、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にしたニ―メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニ―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成二十九年六月二四日政令第一六〇号）**

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現にニ―ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 ニ―ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日まで、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第九十八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成三〇年二月一九日政令第三四二号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第九十号の十七及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引

き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和元年六月一九日政令第三一〇号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に、「ただし、ニ―（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二條第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二條第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和二年六月二四日政令第二〇三号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一條第六号の十三及び第十三号の三並びに第二條第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第九十八号の四及び第九十二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二條第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和四年一月二八日政令第三六号）**

（施行期日）

第一條 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二條 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二條第一項百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二條第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三條 毒物除外物（この政令による改正後の第二條第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二條第一項第七十一号の四に掲げる物を除

く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二條第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四條 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。